

市川三郷町クーリングシェルター・クールシェアスポット指定等要領

(目的)

第1 この要領は気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第21条の規定に基づく「指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター等」という。）」の指定に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件)

第2 クーリングシェルター等の指定を受けることができる施設は、法第21条第1項各号に定めるもののほか、次の要件のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 特定の年齢に限ることなく、誰でも利用することができること。
- (2) 公序良俗に反する施設でないこと。
- (3) 利用者が無料で休息できるスペースがあり、椅子やソファ等の設置により、一定時間涼むことができる施設であること。
- (4) その他町長が適当でないと認める施設でないこと。

(応募方法)

第3 クーリングシェルター等の指定を受けようとする施設管理者は、市川三郷町クーリングシェルター・クールシェアスポット申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、市川三郷町 いきいき健康課 健康増進係に提出するものとする。

(指定)

第4 町長は、町が管理する施設であって、第2の要件を満たすものをクーリングシェルター若しくはクールシェアスポットとして指定することができる。

2 町長は、町以外が管理する施設（市川三郷町に存する施設に限る。）であって、当該施設の管理者（以下「施設管理者」という。）から第3の応募があったもののう、法第21条第1項第1号に掲げる基準及び第2各号に掲げる要件を満たすものをクーリングシェルター若しくはクールシェアスポットとして指定するものとする。その際、町長は市川三郷町クーリングシェルター・クールシェアスポット指定通知書（様式第2号）を交付し、クーリングシェルターを指定する場合は、施設管理者との間で協定書を締結する。

(指定の取消し)

第5 町長は、法第22条第1項及び第2項の規定により、第4第2項の規定による指定を取り消したときは、市川三郷町クーリングシェルター・クールシェアスポット指定取消通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（その他）

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

市川三郷町長 様

申請者 施設名
施設住所
管理者名

市川三郷町 クーリングシェルター ・ クールシェアスポット指定申請書

市川三郷町の クーリングシェルター ・ クールシェアスポット として次の
とおり申請します。

解放可能日時		
定休日		
収容可能見込人数		
解放可能な部分の概要	1 イスまたはベンチ (基)	
	2 テーブル (基)	
	3 その他 ()	
	※ 図面・写真の提出をお願いします。	
担当者所属・氏名		
担当者 連絡先	電話番号	
	FAX	
	メー ル	
備 考		

(様式第2号)

発 第 号
年 月 日

様

市川三郷町長

市川三郷町 クーリングシェルター ・ クールシェアスポット 指定通知書

令和 年 月 日付け申請のありました、標記の件につきまして、市川三郷町クーリングシェア・クールシェアスポット指定要領第4第2項の規定により次のとおり指定します。

なお、熱中症特別警戒アラートの発表時はもとより、熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合であっても、常時又は熱中症警戒アラートの発表等の状況に応じて、指定された施設を解放していただけますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

- 1 指定施設の名称
- 2 指定施設の所在地
- 3 指 定 日

※ 施設管理者又は町のいずれからも申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとします。

(様式第3号)

発 第 号
年 月 日

様

市川三郷町長

市川三郷町 クーリングシェルター ・ クールシェアスポット 指定取消通知書

令和 年 月 日付けで指定した、標記の件につきまして、市川三郷町クーリング
シェア・クールシェアスポット指定要領第5第1項の規定により次のとおり取り消しま
す。

取消の理由